

四條畷市 くらしのガイド

平成 26 年度版

1 窓口のご案内	窓口のご案内……………P1 土曜日の証明書発行のご案内……………P1
2 届け出・手続き	戸籍・住民票の届け出や発行……………P2
3 主な制度のご案内	税金……………P3 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金……………P4 高齢者支援……………P5 障がい者支援……………P6 ひとり親家庭支援……………P7
4 保健・子育て	健康・保健……………P8 出産・子育て・保育……………P9
5 教育・教養・体育	教育・青少年活動……………P10 教養・余暇・文化……………P10 体育施設……………P11
6 相談・その他	相談……………P12 ごみ・水道・下水道など……………P13 その他……………P14

掲載情報は平成 26 年 4 月時点での情報です。変更点などには、ご注意ください。

編集・発行 四條畷市政策企画部秘書広報課
発行年月 平成 26 年 9 月

市ホームページアドレス <http://www.city.shijonawate.lg.jp/>

※携帯電話等からはQRコードをご利用ください。





①

窓口のご案内

● 窓口のご案内

本 庁

- 住所
〒 575-8501 中野本町1番1号
- ☎ 072(877)2121 <代表>
0743(71)0330 <代表>
- 業務取扱時間
平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分
- 駐車場
59 台（うち、車椅子使用者駐車区画 3 台、ゆずりあい駐車区画 2 台）



本庁への行き方

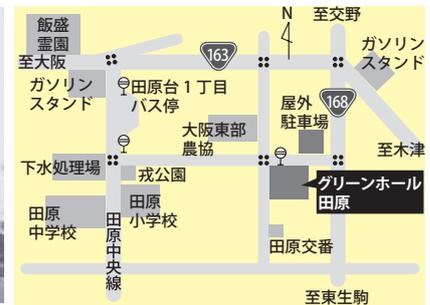


田原支所

- 住所
〒 575-0014 大字上田原1番地
グリーンホール田原1階
- ☎ 0743(78)0175
- 業務取扱時間
平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分
- 駐車場
地下 31 台／屋外 40 台
（うち、地下駐車場に車椅子使用者駐車区画 1 台、ゆずりあい駐車区画 1 台）



田原支所への行き方



● 土曜日の証明書発行のご案内

土曜日に、四條畷図書館と田原図書館で次の証明書を発行しています。

- 発行できるもの
 - ◆住民票の写し
 - ◆印鑑登録証明書 ※印鑑登録証持参の人に限り

※上記 2 点のみですご注意ください。
※請求者が本人以外の場合
住民票は、別世帯の人が請求する場合は委任状が必要です。
印鑑登録証明書は、印鑑登録証をお持ちいただければ、別世帯の人であっても委任状は必要ありません。ただし、代理人の認印が必要です。
なお、本人確認書類は代理人の方のものをご提示ください。
- 業務取扱時間 毎週土曜日午前 9 時 30 分～午後 5 時
(図書館臨時休館日・年末年始を除く)
- 受付場所 四條畷図書館・・・中野三丁目 5 番 25 号
市民総合センター 2 階
☎ 072(878)3743 FAX 072(878)3761
田原図書館・・・大字上田原 1 番地
グリーンホール田原 2 階
☎ 0743(78)8844 FAX 0743(72)0560

※申請の際は、運転免許証、旅券（パスポート）、健康保険被保険者証などの本人確認書類の提示をお願いします。

- 本人確認書類の例
運転免許証、旅券（パスポート）、住基カード（写真付き）、官公署の発行した免許証・許可証・資格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、各種健康保険被保険者証、共済組合員証、各種年金証書（手帳）、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証など

四條畷図書館への行き方



田原図書館への行き方





②

届け出・手続き

● 戸籍・住民票の届出や発行 ⇒ 市民課 ☎ 072(877)2121<代表>・0743(71)0330<代表> 田原支所 ☎ 0743(78)0175

戸籍の届出⇒市民課・田原支所の窓口

種類	こんなとき	いつまでに	必要なもの
出生届	子どもが生まれたとき	生まれた日から14日以内	・出生届書（医師か助産師の証明が必要） ・届出人の印鑑 ・母子健康手帳
婚姻届	結婚するとき		・婚姻届書 ・夫及び妻の印鑑 ・本籍地が四條畷市でないときは夫及び妻の戸籍全部事項証明書 ・届出人の本人確認書類（免許証・パスポートなど） ・父母の同意書（結婚する人が未成年の場合）
死亡届	死亡したとき	死亡を知った日から7日以内	・死亡届書（医師の死亡診断書が必要） ・届出人の印鑑 ※国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証（加入者のみ）、年金手帳（第1号被保険者のみ）については、後日速やかにお持ちください。

住民登録⇒市民課・田原支所の窓口

種類	こんなとき	いつまでに	必要なもの	
転入届	市外から市内に引っ越したとき	引っ越した日から14日以内	・届出人の印鑑（代理人の場合） ・運転免許証など本人確認のできるもの ・前住所地からの転出証明書 ・住民基本台帳カード（交付されている人のみ） ・年金手帳（第1号被保険者のみ） ・在留カード又はみなされる外国人登録証明書（外国人住民のみ）	※住民基本台帳カードの交付を受けている場合、転入転出手続きを簡素化できます。詳しくはお問い合わせいただくか、市ホームページをご参照ください。
転居届	市内から市内に引っ越したとき	引っ越した日から14日以内	・住民基本台帳カード（交付されている人のみ） ・在留カード又はみなされる外国人登録証明書（外国人住民のみ）	
転出届	市内から市外へ引っ越すとき	引っ越しをする日から前後14日以内	（共通） ・届出人の印鑑（代理人の場合）	
世帯変更届	世帯構成に変更があるとき	変更のあった日から14日以内	・運転免許証など本人確認のできるもの ・年金手帳（第1号被保険者のみ）	

印鑑登録⇒市民課・田原支所の窓口

登録できる人	必要なもの	手数料
15歳以上で四條畷市に住居登録をしている人。ただし、成年被後見人は登録できません。	登録する印鑑・運転免許証など本人確認のできるもの （代理人が申請する場合は、委任状または代理人選任届と代理人の印鑑が必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください）	300円

【カードの受け取り】申請後約5日で回答書（受領書）が届きます。回答期限内に本人または代理人が回答書（受領書）と運転免許証など本人確認のできるものを持って窓口へお越しください。また、代理人が受け取る場合には委任状等が必要になります。詳しくは回答書（受領書）に同封しているご案内をご覧ください。

こんなとき…

登録印鑑・印鑑登録証を紛失したとき	印鑑紛失のとき…印鑑登録証、新たに登録する印鑑 登録証紛失の時…登録している印鑑	いずれの場合も運転免許証など本人確認のできるものが 必要です。代理人が申請する場合は、委任状または 代理人選任届と代理人の印鑑が必要です。詳しくは窓 口にお問い合わせください。
登録印鑑を変えたいとき	登録している印鑑、新たに登録したい印鑑、印鑑登録証	

各種証明書の発行⇒市民課・田原支所の窓口

種類	請求できる人	必要なもの	手数料
戸籍謄本・抄本※1	・本籍地が四條畷市にある人	・印鑑 ・運転免許証など本人確認のできるもの	450円
戸籍の附票の写し	・戸籍に記載されている人がその配偶者、父母、祖父母、子、孫など直系尊属、卑属		300円
除籍謄本(抄)本※2 原戸籍謄本(抄)本※3	除かれた戸籍に記載されている人か、その配偶者・父母・祖父母・子・孫など直系尊属・卑属		750円
住民票の写し	・住民票の写しに記載されている本人又は同一世帯の人		300円
住民票記載事項証明書	・必要とする正当な理由がある人（請求理由を明らかにする資料が必要） ※第三者が請求される場合で続柄・本籍記載分は委任状が必要です。		300円
受理証明書	四條畷市で戸籍の届出をした人		350円
印鑑登録証明書	本人か本人から依頼を受けた人（代理人） （代理人のときは、本人の住所、氏名、生年月日の確認と代理人の印鑑が必要です）	・印鑑登録証（カード） ・運転免許証など本人確認のできるもの	300円

※1 戸籍謄本⇒戸籍全部事項証明書 戸籍抄本⇒戸籍個人事項証明書
 ※2 除籍謄本⇒除籍全部事項証明書 除籍抄本⇒除籍個人事項証明書
 ※3 原戸籍謄本⇒改製原戸籍全部事項証明書 原戸籍抄本⇒改製原戸籍個人事項証明書

2 届け出・手続き

住基カード（住民基本台帳カード）⇒市民課・田原支所の窓口

交付できる人	必要なもの	交付手数料
四條畷市に住民登録をしている人	【申請時】印鑑・写真付きのカードを希望する人は顔写真（縦45mm×横35mmの証明用写真）1枚 ※即日交付を希望される場合は、事前にお問い合わせください。	500円
【カードの受け取り】申請後約5日で住基カード交付通知書兼照会書が届きます。回答期限内に本人が通通知書兼照会書と運転免許証など本人確認のできるもの2点を持って、窓口へお越しください。		

※住基カードを持参し電子証明書を格納すると、公的個人認証サービスが利用できます（発行手数料500円）。なお、受付は市民課のみとなりますのでご注意ください。

外国人住民の在留カード等に関して⇒市民課・田原支所の窓口

【カードの有効期間更新または紛失等による再交付について】

再交付申請については、特別永住者のみ市民課・田原支所の窓口で受け付けています。それ以外の人については大阪入国管理局 ☎06(4703)2100 へ申請してください。また、再交付申請について必要なものや代理人の方による申請については事前にお問い合わせください。

【カードの有効期間について】

特別永住者・永住者については平成27年（2015年）7月8日まで外国人登録証明書が在留カードとしてみなされます。但し、下記のとおり有効期限が異なりますので、ご注意ください。

区 分		有効期間
特別永住者	平成24年（2012年）7月9日時点で16歳未満だった人	16歳の誕生日まで
	平成24年（2012年）7月9日時点で16歳以上であり、次回確認（切替）申請期間が平成27年（2015年）7月8日までに到来する人	平成27年（2015年）7月8日まで
	上記以外の人	次回確認（切替）申請期間の始期とされた誕生日まで

※永住者の方は受付窓口が入国管理局となりますのでご注意ください。

永住者	平成24年（2012年）7月9日時点で16歳未満だった人	平成27年（2015年）7月8日または16歳以上の誕生日のいずれか早い日まで
	平成24年（2012年）7月9日時点で16歳以上だった人	平成27年（2015年）7月8日まで



③ 主な制度のご案内

● 税金 ⇒ 税務課 ☎072(877)2121〈代表〉・0743(71)0330〈代表〉

固定資産税・都市計画税⇒税務課

固定資産税はその年の1月1日現在、四條畷市内に土地、家屋または償却資産を所有している人に課税されます。都市計画税は、原則として市街化区域内にある土地及び家屋にかかる税金で、固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。

軽自動車税⇒税務課

その年の4月1日現在、四條畷市内に主たる定置場のある原動機付自転車、軽自動車、軽二輪、二輪の小型自動車および小型特殊自動車を所有している人に課税されます。

個人市民税・府民税⇒税務課

個人市民税は、その年の1月1日現在、四條畷市内に住所がある人は、前年中の所得をもとに所得割と均等割が課税されます。また、四條畷市内に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷がある方は均等割が課税されます。

個人府民税は、個人市民税と納税義務者や税額計算のもとになる所得金額などが同じため、四條畷市が「市・府民税」として併せて課税し、納めていただくことになっています。

各種証明書の発行 ⇒ 税務課・田原支所

四條畷市では、重要な個人情報記載される市税証明書の第三者による不正取得を防止するため、市役所に来られた申請者の本人確認を行っています。本人であると確認できる書類を必ずご持参ください。

本人確認のための書類	運転免許証、パスポート、在留カード・特別永住者証明書（みなされる旧外国人登録証明書を含む）、住民基本台帳カード、官公署の発行した免許証・許可証・資格証明書、身体障がい者手帳、療育手帳、健康保険被保険者証、共済組合員証、年金証書、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、納税通知書など		
証明の必要な納税義務者または同居の親族以外の人が申請する場合	代理人が市税証明書の交付申請する場合は、上記の本人確認の書類と、委任状（納税義務者の住所、氏名、生年月日の記載があるもの）が必要です。申請者が相続人の場合は、本人確認の書類のほか相続関係が確認できる書類の提出が必要です。		
種類	証明事項	必要なもの	手数料
住民税決定証明書（所得証明書）	所得額や税額に関するもの 非課税・扶養に関するもの	上記「本人確認のための書類」及び「証明の必要な納税義務者または同居の親族以外の人が申請する場合」を参照	1通 300円
固定資産評価証明書※1	固定資産の評価額に関するもの		1通 300円
固定資産公課証明書※1	固定資産の評価額・相当税額に関するもの		
納税証明書※2	納税額に関するもの 軽自動車継続検査に関するもの		1通 300円（軽自動車継続検査に関する納税証明は無料）
住宅用家屋証明書（税務課のみ発行できます）	租税特別措置法（登録免許税）に関する証明	請求者の印鑑 所定の添付書類	1件 1300円

※1 借地・借家人かその代理人が請求する場合、賃貸借契約書なども必要です。

※2 納税証明書の申請には、その領収書があると便利です。

● 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金

⇒ 保険年金課 ☎ 072(877)2121<代表>・0743(71)0330<代表>
田原支所 ☎ 0743(78)0175

国民健康保険 ⇒ 保険年金課・田原支所

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して治療を受けられるように、日頃からお金（保険料）を出し合い、みんなで助け合おうという制度です。職場の健康保険などに加入していない人は加入しなければなりません。加入手続きが遅れると資格が発生した月の分までさかのぼって保険料を納めていただき、その間の医療費は全額自己負担となります。退職や転入などの事由（下記参照）が生じた場合には、必ず14日以内に手続きをしてください。

	こんなとき	必要なもの
加入するとき	市外から転入・子どもが生まれた・職場の健康保険をやめた・被扶養者から外れた・生活保護を受けなくなった	印鑑、資格喪失の証明書など
やめるとき	市外へ転出・死亡した・職場の健康保険に加入・配偶者の健康保険に加入・生活保護を受給した	印鑑、国民健康保険被保険者証、新しく加入した他の健康保険被保険者証
その他	市内で転居・世帯主や世帯構成、氏名が変わった・就学のため市外へ転出・市外の介護保険施設などに入所	印鑑、国民健康保険被保険者証

後期高齢者医療制度 ⇒ 保険年金課・田原支所

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を国民全体で支え、高齢者が将来にわたって安心して医療を受けられるようにするための制度です。

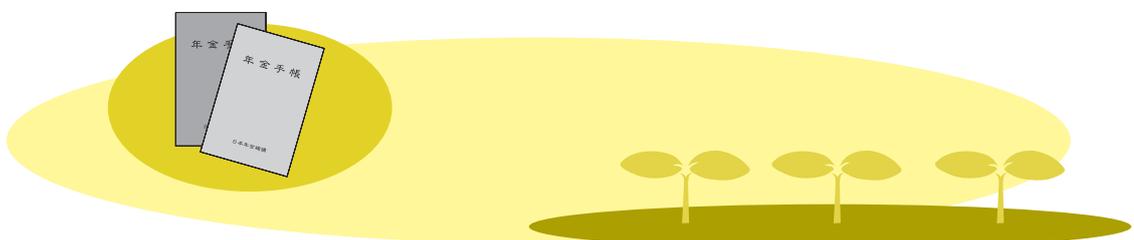
75歳になられた人は、それまで加入していた医療保険の種類に関わらず、後期高齢者医療制度の被保険者となります。75歳の誕生日を迎える人は手続は不要です。

	こんなとき	必要なもの
加入するとき	市外からの転入・65歳から74歳の人で、一定の障がいがある人・生活保護を受けなくなった	印鑑、被保険者証、身体障がい者手帳など
やめるとき	市外へ転出・死亡した・生活保護を受給した	印鑑、後期高齢者医療被保険者証
その他	市内で転居・氏名が変わった	印鑑、後期高齢者医療被保険者証

国民年金 ⇒ 保険年金課・田原支所

国民年金は老後の生活を社会全体で支え合い、基礎的な生活を保障する、国が運営する年金制度です。国内に住む20～59歳の人には国民年金に全員加入しなければなりません。国民年金に加入すると第1号～第3号のうちいずれかの被保険者になります。退職した場合や被扶養配偶者でなくなった場合など第1号に加入するには個人で市役所に届け出をしなければなりません。この届け出を忘れると年金の支給額が少なくなったり受けられなくなったりすることがありますので、必ず届け出をしましょう。

種別	例	窓口	必要なもの
第1号	自営業・学生・フリーターなど	保険年金課 田原支所	年金手帳、印鑑、あなたまたは配偶者の退職年月日がわかるものなど
第2号	会社員や公務員など	お勤め先、または年金事務所	—
第3号	第2号被保険者に扶養されている配偶者		



● 高齢者支援

⇒ 高齢福祉課 ☎ 072(877)2121〈代表〉・0743(71)0330〈代表〉

介護保険制度は、くすのき広域連合で運営しています

くすのき広域連合四條畷支所（高齢福祉課内）では、介護保険の利用相談や各種申請を受け付けています。
☎ 072(863)6600 FAX 072(863)6601

地域包括支援センターは、高齢者に関する総合相談窓口です

地域包括支援センターでは、高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で安心して生活していただくため、公正・中立な立場で相談に応じています。地域との連携による虐待の早期発見や、介護予防の計画作成、また、運動サポーターのみなさんと協力し、地域で介護予防体操教室を開催しています。ご本人、ご家族、ご近所の方の事など、お住まいの地区の地域包括支援センターにお気軽にお問い合わせ、ご相談ください。

名称	担当地域	住所	電話番号	FAX
第1地域包括支援センター	国道163号線北側	岡山五丁目19番20号	072(862)3366	072(862)3369
第2地域包括支援センター	国道163号線南側	北出町28番1号	072(863)0170	072(863)0171
第3地域包括支援センター	田原地区	大字上田原613番地	0743(70)1249	0743(70)1249

高齢者福祉の各種サービス

※詳しくはお問い合わせください

サービス名	内容	窓口	費用
緊急連絡カード	自宅で安心して生活していただくため、緊急連絡先などを記載し冷蔵庫に保管していただけます。 配布対象者：65歳以上の単身者。70歳以上の世帯。	高齢福祉課	無料
福祉農園	農作物を栽培する喜びを通じて、生きがいのある生活を育みます。 利用対象者：夫婦の一方が満65歳以上の世帯または満65歳以上で構成されている世帯。	高齢福祉課	無料
老人福祉センター「楠風荘」	高齢者が健康で生きがいのある生活を送るために、各種の相談に応じたり、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションを総合的に提供します。 利用対象者：60歳以上の市民。	楠風荘 ☎ 072(879)1800 FAX 072(879)1821	無料 (利用内容により一部実費負担)
街かどデイハウス「さんら」	健康チェック、歌体操の他、ひな祭り、七夕、クリスマスなど季節の行事を取り入れながら生きがい作りと健康の増進を図ります。 利用対象者：おおむね65歳以上で、要介護状態ではない人。	高齢福祉課	1日 360円
「ふれあいサロン」	お近くの集会所等で折り紙、クリスマス会、歌体操、ひな人形作りなどを通じて、ふれあいの場を提供します。男性専用サロンもあります。 開催場所：市民活動センター、戎公園ホール、さつきヶ丘集会所、北谷公園ホール。	高齢福祉課	内容により無料 ～300円程度 (喫茶・材料費実費)
「ふれあい元気クラブ・えんじょい」	市民活動センターにおいて、健康体操や歌体操、書道教室、太極拳などを実施しています。 利用対象者：60歳以上の市民。	四條畷市社会福祉協議会 ☎ 072(878)1210 FAX 072(878)6888 一部事前予約制	無料 (喫茶・材料費実費)
くすのき広域連合「地域支援事業」	配食サービス、紙おむつ給付、徘徊高齢者探知システム機器貸与、生活管理指導短期宿泊、家族介護者慰労金支給などがあります。	くすのき広域連合 四條畷支所 (高齢福祉課内)	—
その他各種サービス	介護保険制度で対応していないサービスや対応できない状況の場合のセーフティーネットです。シーツ・包布等貸与事業、外出支援移送サービス、日常生活用具貸付・貸与、ホームヘルプサービス、緊急通報装置貸与を提供します。	高齢福祉課	—
コミュニティバス高齢者割引証	割引証の提示で、乗車1回につき200円が100円となります。 利用対象者：満65歳以上	受付・発行：産業観光課 問い合わせ：建設課	現金支払いのみ

老人医療費の助成⇒高齢福祉課

65歳以上で下記のいずれかに該当する人は、医療費の一部が助成されます。
※ただし、所得制限があります。

1. 障がい者医療費助成制度の対象者の人
2. ひとり親家庭医療費助成制度の対象者の人
3. 特定疾患医療受給者証または特定疾患登録者証を持っている人 ※平成26年度中に法改正の予定
4. 結核に係る医療を受けている人（患者票を持っている人）
5. 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく精神通院医療を受けている人

シルバー人材センター

就業を通じて社会参加を希望する60歳以上の会員の人へ臨時的・短期的な仕事を提供しています。
公益社団法人四條畷市シルバー人材センター（☎ 072(879)7788 FAX 072(877)9293）までお問い合わせください。

老人クラブ

地域の高齢者同士の親睦と福祉の向上を図る目的で結成されており、おおむね60歳以上の人が会員になれます。
四條畷市老人クラブ連合会（☎ 072(878)1210 FAX 072(878)6888・四條畷市社会福祉協議会内）までお問い合わせください。

● 障がい者支援



障がい福祉課 ☎ 072(877)2121<代表>・0743(71)0330<代表>
FAX 072(879)2596

相談窓口

●障がい福祉課

障がい者手帳の申請をはじめ、各種制度、障がい福祉サービスの利用など全般的な相談を行っています。また、手話を必要とする人には手話通訳者が相談に応じています。

●障がい者相談支援センター

名称	住所	電話番号	FAX
あとからゆっくり	中野一丁目1番20号 さつき園内	072(879)3800	072(879)0020
しのぶが丘	岡山二丁目1番53号	072(863)6933	072(863)6939
和幸	障がい福祉課内	072(877)2121	072(879)2596

●障がい者虐待防止センター 障がい福祉課内

障がい者の虐待にかかわる通報や届出、支援の相談を行っています。24時間対応（※閉庁時は、庁舎管理員が対応のうえ、障がい者虐待防止センターから改めてご連絡をします。）

障がい者手帳の申請⇒ 障がい福祉課

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の申請、交付を行っています。

障がい福祉サービスの申請⇒ 障がい福祉課

障害者総合支援法に基づく介護給付（居宅介護・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援等）、訓練等給付（自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・グループホーム）、自立支援医療、地域生活支援事業（相談支援、日常生活用具の給付、意思疎通支援、移動支援、日中一時支援等）や、児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障がい児相談支援の相談や申請、決定を行っています。所得に応じた自己負担があります。（所得により上限あり。）

障がい者手当一覧表 ⇒ 障がい福祉課

手当名	金額	対象者など
特別障がい者手当	月額 26,000 円	身体または精神に著しく重度で継続する障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の人。施設入所者と長期入院者を除く。所得制限あり。
障がい児福祉手当	月額 14,140 円	身体または精神に重度で継続する障がいがあるため、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の人。施設入所者を除く。所得制限あり。
特別児童扶養手当	月額 1級 49,900 円 2級 33,230 円	20歳未満で、身体または精神に政令で規定する障がいの状態にある児童を監護している父母または養育者。所得制限あり。
在日外国人障がい者給付金	月額 20,000 円	昭和57年1月1日前に20歳に達しており、かつ同日前に重度障がい者であった在日外国人で、障がい基礎年金などを受けない人。所得制限あり。
大阪府重度障がい者特例支援給付金	月額 20,000 円	昭和57年1月1日前に20歳に達しており、かつ同日前に重度障がい者であった在日外国人で、障がい基礎年金などを受けない人。所得制限あり。
大阪府重度障がい者（児）介護手当	月額 10,000 円	身体障がい者手帳1～2級と療育手帳Aをあわせもつ人の介護者

医療・補装具・各種制度一覧表 ⇒ 障がい福祉課

区分	内容	対象者など
更生医療・育成医療	身体上の障がいを軽くしたり、取り除いたりするための医療。世帯の前年中の市民税額に応じて自己負担あり。	更生医療（18歳以上）、育成医療（18歳未満）共に障がい福祉課までお問い合わせください。
精神通院医療	精神通院医療の指定医療機関で在宅精神障がい者の医療の確保を容易にするための医療費の支給。所得に応じて負担の上限月額があります。（一定所得以上の場合、疾病の状況により制度の対象外になることがあります）	精神疾患の治療のため通院医療を必要とする人で、健康保険に加入または、生活保護を受給している人。
重度障がい者医療	医療費の患者負担額から一部自己負担額を除いた分を助成する制度。（所得制限あり）	身体障がい者手帳1・2級所持者及び療育手帳A所持者、療育手帳B1所持者で身体障がい者手帳3～6級をあわせもつ人。
補装具	身体上の障がいを補うための用具が交付され、また修理もできます。費用は用具の種類別に補助基準額が定められており、世帯の前年の市民税額に応じて自己負担があります。所得によっては支給対象外になる場合もあります。	補装具の種類などについては、障がい福祉課までお問い合わせください。
日常生活用具	身体障がい者が日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具を給付します。世帯の前年の市民税額に応じて自己負担があります。	給付の種類などについては、障がい福祉課までお問い合わせください。

医療・補装具・各種制度一覧表 ⇒ 障がい福祉課

区分	内容	対象者など
身体障がい者自動車改造費助成金	10万円を限度に助成（所得制限あり）	身体障がい者であって、自らが所有し運転する自動車の操向装置などの一部を改造する必要がある人
障がい者自動車運転免許取得助成	10万円を限度に助成（免許取得後3ヶ月以内に申請）	自動車教習所で教習の場合、身体障がい者手帳、療育手帳の交付を受けている人で運転免許証を取得した人（3か月以内）
重度障がい者住宅改造費助成	便所・浴室・玄関・廊下・階段・台所・居室等の改造に、100万円を限度に助成（所得・申請件数による制限あり）	身体障がい者手帳1級または2級（下肢、体幹機能障がい又は3級含む）の人がいる世帯および重度知的障がい者（児）がいる世帯
重度障がい者訪問看護利用料助成	居宅において療養が必要な者に対し、助成金を支給して利用を促進（所得制限あり）	重度障がい者医療に同じ
手話通訳者・要約筆記通訳者派遣	公的機関、医療機関、事業所等で必要な場合登録通訳者を派遣	聴覚障がい者
リフト付福祉タクシー利用助成	福祉タクシー利用料のうち1,500円を助成。 1ヶ月あたり2枚の利用券を交付。（年24枚交付） ・重度の歩行障がいのため、車いすなど補助用具を使用しなければ外出が困難な重度障がい者が対象。	

その他、障がい者手帳を取得することで利用できる減免・割引等の制度として、所得税・住民税など税の減免、自動車税・自動車取得税の減免、軽自動車税の減免、非課税貯蓄（マル優制度）の適用、鉄道運賃・航空運賃・バス運賃（コミュニティバスを含む）・タクシー運賃割引、有料道路の料金割引、NHK放送受信料の減免、映画館・演芸場の割引、大阪府障がい者扶養共済制度、駐車禁止除外指定車標章の交付などがあります。（※障がい種別や程度等により利用できない場合もあります。）



● ひとり親家庭支援

⇒ 手当医療課 ☎ 072(877)2121〈代表〉・0743(71)0330〈代表〉

児童扶養手当

児童扶養手当は、18歳に達してから最初の3月31日までの児童（障がいのある児童は20歳未満）がいるひとり親の家庭や、配偶者が一定の障がいの状態にある家庭などで、父母又は父母にかわって児童を養育している人に支給されます。手当は、所得額により全部支給、一部支給、支給停止となります。

（平成26年4月現在）

人数	全額支給	一部支給
1人の場合	月額41,020円	月額41,010円～9,680円
2人の場合	5,000円加算	5,000円加算

3人以上の場合は、1人増すごとに3,000円加算

※所得制限があります。（所得制限に養育費の8割が加算されます）

ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、必要とする医療を受けやすくし、生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的とします。

対象者	18歳になる年度末日までの子及びその子を監護する父または母、及び上記の子を養育する養育者
所得制限	児童扶養手当の一部支給の所得制限を準用します。
手続きに必要なもの	健康保険証・児童扶養手当受給者は証書・公的年金の受給者は年金証書・他市からの転入者は所得証明書・印鑑
一部自己負担金	1医療機関あたり入院院各500円/日（月2日限度） ※負担限度額・・・一人あたり2,500円/月

ひとり親家庭の自立支援について

ひとり親家庭の人からの相談に応じ、自立支援のための情報提供を行います。また、福祉資金の貸付、就労等の相談も実施しています。来庁前にあらかじめ、電話にてお問い合わせください。（月曜日・火曜日・木曜日・金曜日 午前9時～午後4時30分まで）

●母子・寡婦福祉資金貸付

母子家庭、寡婦家庭のみなさんが、子どもの高校・大学への進学などに利用していただくための貸付制度に関する相談を行っています。就学資金、転宅資金、技能習得資金などがあります。

●母子家庭等高等職業訓練促進費

ひとり親家庭のお母さんやお父さんが就職するときに有利で生活の安定につながる国家資格等を取得するため、2年以上の養成機関等で修業する場合に修業期間の全期間に相当する（支給期間は2年を上限とする）訓練促進費を支給し、資格取得を応援します。

●母子家庭等自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭のお母さんやお父さんが就職や自立のため、主体的な職業能力開発を支援するため、指定された講座を受講する場合、訓練給付金を支給し、自立支援を行います。



健康・保健

⇒ 保健センター ☎ 072(877)1231

医療機関の情報・検索

●大阪府医療機関情報システム

大阪府内の病院の所在地や診療科目などの基本情報、緊急医療機関の案内、専門外来などの診療機能別案内を見ることができます。

ホームページアドレス

→ <http://www.mfis.pref.osaka.jp/>

QRコード↓



●四條畷市、大東市の医療機関の情報は、下記で見ることができます。

大東・四條畷医師会ホームページアドレス

→ <http://www.daito-shijyonawate.osaka.med.or.jp/>

大東・四條畷歯科医師会ホームページアドレス

→ <http://www.dsda.jp/>

各種健康診査・検診 ⇒ 保健センター

成人健診、成人歯科健康診査、胃がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検査を実施しています。

集団検診の日程は、広報誌及び「保健事業のご案内」でお知らせします。なお、集団健（検）診は保健センター等で、個別健（検）診は医療機関で実施します。

※実施日時・場所、料金などは保健センターへお問い合わせください。

健康教育・健康相談・健康手帳

⇒ 保健センター

健康づくりに関すること、生活習慣病の予防に関すること、子育てに関する教室等さまざまな健康教育を行っています。内容・実施日等は広報誌などでお知らせしますので、ぜひご参加ください。

また、健康に関する心配ごとなどの相談を保健師・栄養士が個別にお受けします。電話でお申し込みください。

アスベスト（石綿）に関する相談

⇒ 下記参照

※健康に関すること

⇒ 大阪府四條畷保健所 ☎ 072(878)1021

※労働災害及び労働保障に関すること

⇒ 北大阪労働基準監督署 ☎ 072(845)1141〈代表〉

※それ以外の問い合わせ ⇒ 生活環境課

休日・夜間の急病診査 ⇒ 各種医療機関

●休日に急病になったら

診療署名 所在地など	診療科目・受付時間
保健センター 〈住所〉 中野三丁目5番28号 ☎ 072(877)1231 FAX 072(877)6963	〈診療日〉 日曜・祝日・年末年始（12月30日～1月3日） ※1月4日が土曜日の場合は実施 〈受付時間〉 午前9時30分～11時30分（診療 午前10時～） 午後1時～3時30分（診療 午後1時30分～） 〈診療科目〉 小児科（0歳～16歳未満）

●夜間に急病になったら

診療署名 所在地など	診療科目・受付時間
北河内夜間救急センター 〈住所〉 枚方市禁野本町2丁目13番13号（枚方市立保健センター4階） ☎ 072(840)7555	〈診療日〉 毎日 〈受付時間〉 午後8時30分～翌日午前5時30分 （診療 午後9時～） 〈診療科目〉 小児科（0歳～15歳未満）

●休日に歯が痛くなったら

診療署名 所在地など	診療科目・受付時間
大東・四條畷市内の 歯科医が輪番制で診 療を行っています。 毎月の広報誌または 市ホームページの健 康のスケジュールに 担当の歯科医を掲載 しています。	〈診療日〉 日曜・祝日・8月13日～16日、年末年始（12月29日～1月3日） 〈受付時間〉 午前9時～午後0時 ※必ず事前に電話をしてから受診してください。



● 出産・子育て・保育 ⇒ 子ども政策課・手当医療課・保険年金課 ☎ 072(877)2121(代表)・0743(71)0330(代表)
保健センター ☎ 072(877)1231

子ども政策課

保育所の入所、保育料の収納、民間保育所及び簡易保育所の助言・助成

手当医療課

ひとり親家庭福祉、ひとり親家庭・子ども医療費助成、児童手当・児童扶養手当の支給、未熟児養育医療

保健センター

各種予防接種及び健(検)診、母子保健、保健衛生知識の啓発、休日診療、食育の啓発

子育て総合支援センター

子育て相談、つどいの広場、子育てぽけっと(おもちゃ、絵本、育児書の貸出し)、親子教室、親支援プログラム
☎・FAX 072(877)5455

各保育所

乳幼児の保育、子育て支援

忍ヶ丘保育所 ☎ 072(877)5572
岡部保育所 ☎ 072(878)4400
南野西保育所 ☎ 072(878)7045

なわてファミリー・サポート・センター

子育てを手伝ってほしい人(依頼会員)と子育てのお手伝いができる人(援助会員)がそれぞれ会員となり、地域で子育てを助け合う有償ボランティア活動を支援する事業です。
なわてファミリー・サポート・センター ☎・FAX 072(877)5130

子育て相談⇒子育て総合支援センター等

0歳から18歳までの子どもの相談を受けています。発達のこと、しつけのこと、保育所(園)、幼稚園や学校のことなど、子育ての心配や困っている時にはご相談ください。

- 子育て総合支援センター ☎・FAX 072(877)5455
月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時15分
(土曜日・日曜日・祝日、年末年始を除く)
- 大阪府中央子ども家庭センター ☎ 072(828)0161
月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時45分
(土曜日・日曜日・祝日、年末年始を除く)
- 児童相談所全国共通ダイヤル(お近くの児童相談所につながります) ☎ 0570(064)000 (24時間)

※秘密は守ります。
※来所・訪問も受けます。できるだけご予約ください。

**妊娠している人のための健診など
⇒保健センター等**

- 母子健康手帳▶妊娠とわかったら保健センター、市役所の市民課、田原支所に妊娠届けを出し、母子健康手帳の交付を受けましょう。
- 妊婦健康診査▶母子健康手帳交付時にお渡しする妊婦健康診査受診券(14枚)を使用して妊娠中に医療機関で受診してください。

出産育児一時金⇒保険年金課

●出産育児一時金▶国民健康保険に加入している人に支給します。支給金額39万円(産科医療補償制度の対象医療機関での場合は42万円)。
〈直接支払制度〉出産育児一時金を出産費用に直接充てることができるように、国民健康保険から直接医療機関へ出産育児一時金を支払う制度があります。直接支払制度の利用を希望する人は、医療機関の窓口で保険証を提示しその旨を申し出てください。

児童手当⇒手当医療課

中学3年生までの子どもを養育している人に支給します。
●子ども1人につき、▶3歳未満=月額15,000円▶3歳～小学生の第1・2子=月額1万円、第3子以降=15,000円▶中学生=1万円。※所得制限などがあり、超過する場合は月額5,000円

つどいの広場⇒子育て総合支援センター

0歳から4歳までの未就園の子どもと保護者が自由に遊んだり、交流できる広場があります。
つどいの広場「なわて」子育て総合支援センター内
☎・FAX 072(877)5455
つどいの広場「きたで」市民活動センター内 ☎・FAX 072(876)5380
上記以外に、暇たんぼぼ保育園や田原台ひまわり保育園でも実施しています。

予防接種⇒保健センター

予防接種は、実施医療機関で受ける個別接種で実施します。
●対象年齢、受け方、実施医療機関等の詳細は毎年4月号広報に折り込む「四條畷市保健事業のご案内」、市ホームページ等でお知らせします。
●予防接種法に基づく予防接種▶ヒブ▶小児用肺炎球菌▶4種混合(不活化ポリオ(小児マヒ)+3種混合)▶BCG(結核)▶麻しん風しん混合または、麻しん単抗原・風しん単抗原▶日本脳炎▶子宮頸がん予防
●接種の前には予防接種実施医療機関に、あらかじめご相談ください。

乳幼児健診⇒保健センター

子どもの心身の健康のため、4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診を保健センターで行っています。ぜひ受診しましょう。対象者には事前に個別通知します。

乳幼児育児相談・交流会⇒保健センター

- まめびよ教室▶生後2か月前後の乳児と保護者を対象に、母乳・育児相談や交流会を開催します。
- 母乳相談▶助産師による個別相談
- タッチケア教室▶生後3か月～6か月の乳児と保護者を対象に、タッチケアの方法についての講習と実践、保健師による話、育児相談、身体計測や交流会を開催します。
- びよびよキッズ教室▶生後7か月～10か月の乳児と保護者を対象に、育児・栄養相談や交流会を開催します。
- 離乳食講習会▶離乳食の調理実演と試食
- 親子クッキング▶小学生と保護者を対象にバランスのとれた食事作りをします。
- キッズ講座▶3～5歳の幼児と保護者を対象におやつ作りをし、食生活について考える教室を開催します。
- にっこにこ教室▶2歳の幼児と保護者を対象に食生活を考える教室を開催します。(手作りおやつを試食、親子で手遊びなど)
- 歯っぴーす▶2歳の幼児と保護者を対象に、歯科健診、育児の話、ブラッシング指導、希望者にフッ素塗布を行います。
- 健康相談▶保健師・栄養士による相談を行っています。

医療費の助成⇒手当医療課

●子ども医療費助成制度▶0歳から小学校3年生の年度末(9歳到達後最初の3月31日)までの入院・通院・調剤(病院で処方されるお薬)における医療費の自己負担分(健康保険適用分のみ)および食事療養費の標準負担額を助成します。

保育所(園)の入所⇒子ども政策課

保育所の入所の申込みは、子ども政策課・田原支所で随時受け付けています。
・受け付けは市役所開庁日の午前8時45分から午後5時15分までです。
・原則として、入所希望日は選考対象となる月の翌月1日からとなります。
・産休・育児休業明けの入所など予約が可能な場合があります(入産前も申込み可能です)。
※詳しくは、子ども政策課へお問い合わせください。

幼稚園の入園⇒子ども政策課

- 市立幼稚園
・市内にお住いの人なら申し込みます。
・10月上旬に園児募集を行います。入園募集要項および願書は9月より子ども政策課で配布します。
・また、転入者の場合、定員に余裕があればその都度入園できますので、詳しくは子ども政策課へお問い合わせください。
- 私立幼稚園
各私立幼稚園に直接お問い合わせください。

くすのき園

- 療育形態
小さな集団の特性を生かしながら個別の支援を行っています。遊びを通して人と関わる力や自分の気持ち、要求を表現する力を引き出せるように考えています。
 - 〈特色〉
地域で共に育ち合う取り組みをすすめています。
・子育て総合支援センターのつどいの広場と園庭を共有しています。
・暇すずらん保育園と交流しています。
- 住所：米崎町6番10号 ☎・FAX 072(877)7373

⑤

教育・教養・体育



●教育・青少年活動 ⇒

地域教育課・学校教育課

☎ 072(877)2121〈代表〉・0743(71)0330〈代表〉

なわてふれあい教室⇒地域教育課

放課後等における児童の安全確保及び保育支援のため、市内に在住する小学校1年生から6年生までの児童を対象になわてふれあい教室を開いています。詳しくは、地域教育課までお問い合わせください。

野外活動センター

野外活動の振興及び青少年の健全な育成を図るために設置された施設で、金剛生駒紀泉国定公園の中にある緑の文化園・室池園地やふれあいの森などの施設の近くにあり、自然に囲まれたキャンプ場です。野外炊飯、テントサイトなどの野外活動施設のほか、夢とロマンにあふれる天体観測施設があります。詳しくは、野外活動センターまでお問い合わせください。

住所：大字逢阪408番地の1
開所時間：午前9時45分～午後4時（ただし、7月15日～8月31日までの期間のみ、午前9時45分～翌日午前9時30分）
休館日：毎月の末日（ただし、月の末日が土曜日または日曜日にあたるときは、これらの直前の金曜日となります。）、12月28日～翌年1月4日
野外活動センター ☎ 072(877)0778 FAX 072(877)0009

小・中学校(市立)の入学・転校⇒学校教育課

●小学校への入学のとき
入学する年の前年の11月に各小学校において就学時健康診断を実施しています。

お知らせ裏面の「就学予定児童健康診断票」（母子手帳などを参考に記入してください）をご持参の上、お知らせに記載されている受診会場で受診してください。
受診後、「入学通知書および入学届」をお渡しします。
「入学届」は、ご家庭で保管し、記名・押印して入学式の日に学校へ提出してください。

●中学校へ入学のとき

入学する年の1月下旬に「入学通知書および入学届」を送付します。「入学届」は、ご家庭で保管し、記名・押印して入学式の日に学校へ提出してください。

●他市町村から四條畷市へ転入するとき・市内での転校のとき

市民課で転入（転居）届を出し、住民異動届を受け取り、学校教育課へ提出して下さい。学校教育課で「転入通知書」と「就学通知書」を発行します。
「転入通知書」と転入前の学校で受け取った「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を転入する学校へ提出してください。

就学援助制度(市立)・幼稚園就園奨励補助金(私立・市立)

四條畷市では、幼稚園の保育料などの負担を軽減するために、四條畷市民で私立幼稚園（他市所在の幼稚園含む）・市立幼稚園に通園している園児の世帯に、幼稚園就園奨励費補助金制度や、経済的理由で就学が困難な市立小中学校に通う児童・生徒の保護者に対し、学校に必要な費用の一部を援助する就学援助制度があります。詳しくは、学校教育課までお問い合わせください。

●教養・余暇・文化

市民総合センター

市民の福祉増進と文化教養に寄与するため設置された市民ホール（713席）を有する施設です。この施設を使用する際は申込が必要ですので、詳しくは市民総合センターまでお問い合わせください。

住所：中野三丁目5番25号
開館時間：午前9時～午後9時30分
休館日：毎月末日（末日が土曜日または日曜日にあたるときは、直前の金曜日）、及び12月28日～1月4日
市民総合センター ☎ 072(879)2121 FAX 072(396)2059

市立公民館

公民館は、社会教育の中心的な施設として、会議室、音楽室、料理室、和室、実習室、展示ホールなどを有し、各種講座・学級などや公民館フェスティバルを開催しています。また、各種サークルの自主活動の場として利用されています。使用する際は、申込が必要となりますので詳しくは公民館までお問い合わせください。

住所：中野三丁目5番25号
開館時間：午前9時～午後9時30分
休館日：毎月の末日（末日が土曜日または日曜日にあたるときは、直前の金曜日）、及び12月28日～1月4日
市立公民館 ☎ 072(879)3939 FAX 072(877)5200

教育文化センター

教育文化の振興に寄与し、教育活動及び市民生活の向上・地域交流を図るため設置された施設です。ホール・会議室・和室を使用しようとする方は、申込が必要となりますので詳しくは教育文化センターまでお問い合わせください。

住所：南野五丁目2番16号
開館時間：午前9時～午後9時30分（ただし、児童室は午後5時まで）
休館日：毎月の末日（末日が土曜日または日曜日にあたるときは、直前の金曜日）、及び12月28日～1月4日
教育文化センター ☎・FAX 072(878)0020

市民活動センター

旧北出小学校の建物を市民の自主的な生涯学習活動やコミュニティ活動の場として提供しています。体育館や多目的室をご利用いただけるほか、ふれあい元気クラブえんじょいやパソコン基礎講習など市民の方が気軽に参加できる事業等を開催しています。体育館や多目的室を利用する際には申込が必要となりますので、詳しくは市民活動センターまでお問い合わせ下さい。

住所：北出町3番1号
開館時間：午前9時～午後9時30分
休館日：毎月の末日（末日が土曜日または日曜日にあたるときは、直前の金曜日）、及び12月28日～1月4日
市民活動センター ☎・FAX 072(862)0651

図書館

●四條畷図書館

小説を中心に約14万冊を所蔵しています。利用方法等については、図書館までお問い合わせください。

住所：中野三丁目5番25号 市民総合センター2階

開館時間：火曜日から金曜日 午前9時30分～午後7時
土曜日・日曜日・祝日 午前9時30分～午後5時

休館日：毎週月曜日、毎月末日（月末日が、土曜日、日曜日にあたる場合は、直前の金曜日が休館となり、土曜日または日曜日は開館します）、年末年始（12月28日～1月4日）、資料特別整理期間

四條畷図書館 ☎ 072(878)3743 FAX 072(878)3761

●田原図書館

グリーンホール田原の2階にあり、緑の眺望がきれいな図書館です。約10万冊の蔵書があり、CDや視聴覚資料も所蔵しています。利用方法については、図書館までお問い合わせください。

住所：上田原1番地 グリーンホール田原2階

開館時間：火曜日から金曜日 午前9時30分～午後7時
土曜日・日曜日・祝日 午前9時30分～午後5時

休館日：毎週月曜日、毎月末日（月末日が、土曜日、日曜日にあたる場合は、直前の金曜日が休館となり、土曜日または日曜日は開館します）、年末年始（12月28日～1月4日）、資料特別整理期間

田原図書館 ☎ 0743(78)8844 FAX 0743(72)0560

その他の施設

●環境センター（修景施設）

南野六丁目11番37号 ☎ 072(803)2303 FAX 072(803)2302

グリーンホール田原

地域交流の促進及び生活文化の振興を図り、市民福祉の増進に寄与する施設として、会議室、視聴覚室、料理室、和室、実習室、なるなるホールなどを有し「まつり in 田原」や田原ギャラリーなどを開催しています。また、各種サークルの自主活動の場として利用されています。使用する際は、申し込みが必要となりますので詳しくはグリーンホール田原までお問い合わせください。
(問い合わせ時間：平日午前8時45分～午後5時15分)

住所：大字上田原1番地

☎ 0743(78)5670 FAX 0743(72)3012

開館時間：午前9時～午後9時30分

休館日：毎月第3日曜日（年末年始12月28日～1月4日）

歴史民俗資料館

資料館では四條畷市内の遺跡の出土物を、イラストをまじえて展示したり、昔のくらしや道具などについて勉強したりと、楽しく四條畷市を知ることができます。資料館には2つの展示室があり、民俗資料展示室は明治時代の土蔵を利用して、国の登録有形文化財です。埋蔵文化財展示室では、イラストなどを多く用いてわかりやすい展示を心掛けています。ロビーでは、パズルや塗り絵、ペーパークラフトなどを無料で楽しむことができます。イベントや特別展も随時実施しています。

住所：塚脇町3番7号

開館時間：午前9時30分～午後5時

休館日：月曜日（月曜日が祝日の場合はその翌日）

展示替えによる臨時休館有り

歴史民俗資料館 ☎ 072(878)4558 FAX 072(878)4583

● 体育施設

市民総合体育館（サン・アリーナ 25）

市民総合体育館（愛称：サン・アリーナ 25）は各種競技会が開催可能なメインアリーナのほか、多目的室、選手控室、会議室、トレーニングルームやゲートボール場、相撲場を備え、オープン以来地域スポーツ活動の拠点として多くの方にご利用いただいています。様々なスポーツ教室も随時行っています。

施設の利用及び教室の参加には申し込みが必要となりますので、詳しくは市民総合体育館までお問い合わせください。

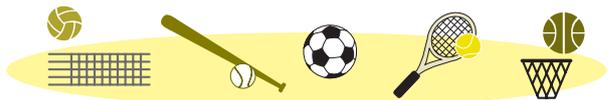
住所：大字中野550番地の1

開館時間：午前9時～午後9時30分

休館日：毎月末日（末日が土曜日または日曜日にあたる場合は、直前の金曜日）、及び12月28日～1月4日

市民総合体育館（サン・アリーナ 25）

☎ 072(862)0111 FAX 072(862)0460



その他の体育施設

その他の体育施設	所在地	問い合わせ先
市民グラウンド	岡山東五丁目135番地の1	市民総合体育館 (サン・アリーナ 25) ☎ 072(862)0111 FAX 072(862)0460
青少年コミュニティ運動広場	岡山東三丁目978番地の1	
市民グラウンドテニスコート (クレートコート1面)	岡山東五丁目135番地の1	
市民運動広場清滝 (クレートコート3面、フットサルコート1面)	大字清滝1103番地の10	
市民運動広場さつき (ゲートボール場2面、多目的広場3面)	大字清滝604番地の3	
夜間運動場1（四條畷中学校）	岡山東五丁目2番10号	
夜間運動場2（四條畷西中学校）	大字部屋285番地の21	
なわて水みらいセンターテニスコート (砂入り人工芝コート4面)	砂四丁目1番13号	
田原テニスコート (クレートコート1面)	田原八丁目21番地の1	



● 相談



人権政策課・地域協働課・産業観光課・生活福祉課
☎ 072(877)2121<代表>・0743(71)0330<代表>

市民相談

市役所では、市民の皆さんの日常生活にかかわる悩み（トラブル）について、専門の相談員による相談を受け付けています。

※祝日・年末年始等を除く。

市役所 ☎ 072(877)2121<代表>・0743(71)0330<代表>

種類	内容	実施日
心配ごと相談	身近な心配ごとの相談 ・生活福祉課 問い合わせ上記市役所	第4木曜日 午後1時～午後3時 (祝日除く) ※要予約(10月のみ 第3木曜日)
人権相談 ※人権政策課への 問い合わせ先は上記 市役所	人権・就労・進路選択支援 相談 ・四條畷市人権協会 (人権政策課内) ☎・FAX 072(803)7355	月～金曜日 午前10時～午後4時
	人権・就労・進路選択支援 相談(田原) 場所：田原支所 ・四條畷市人権協会 (人権政策課内) ☎・FAX 072(803)7355	第1水曜日 午前10時～午後4時
	夜間の電話相談 ・四條畷市人権協会 (人権政策課内) ☎・FAX 072(803)7355	毎週月曜日 午後5時～午後9時
	人権擁護委員による相談 ・人権政策課 問い合わせ上記市役所	第1・3木曜日 午後1時～午後3時

法律相談

借地・借家・不動産・金銭貸借・離婚・損害賠償・慰謝料・戸籍・家庭・相続・扶養料・刑事など法律に関する事ならどんなことでもご相談ください。大阪弁護士会から派遣された弁護士が相談に応じます。

(事業所・企業の方は、専門の相談機関に個別にご相談ください。)

・毎週火曜日午後1時～午後5時10分(ひとり30分)

・6日前の午前9時から受付(電話予約)

・地域協働課

登記相談

土地・建物の相続、贈与、会社の設立に関する登記や土地・家屋の測量・境界明示など、法務局や裁判所等への法律上の手続きに関する様々な相談を司法書士や、土地家屋調査士がお受けします。

・奇数月の第3水曜日午後1時～午後3時(ひとり30分)

・要予約

・地域協働課

行政相談

国の行政全般について、皆さんの苦情や意見や要望並びに「どこに聞けばいいかわからない」などのご相談を行政相談員がお受けします。

・第1・第3木曜日午後1時～午後3時

・地域協働課

いきいきネット相談支援センター

地域で福祉の援護が必要とされる皆さんへの見守り・発見、相談支援などを円滑に行うため、コミュニティソーシャルワーカーによる、訪問相談、電話相談、面談相談などを行っています。

※いきいきネット相談支援センター一覧

名称	住所	電話番号
中地区	中野本町1番1号 (生活福祉課内)	☎ 072(877)2121<代表> ☎ 0743(71)0330<代表> FAX 072(877)8183
東地区	大字上田原1番地 (グリーンホール田原内)	☎・FAX 0743(71)1638
西地区	北出町3番1号 (社会福祉協議会内)	☎ 072(878)1210 FAX 072(878)6888

女性相談

「女性のための相談室」

女性に関するあらゆる相談を専門の女性カウンセラーがお聴きし、共に解決の方法を探ります。

セクハラ、DV、近所づきあいなど、悩んでいる人、どうぞお気軽にご相談ください。

・面談・電話相談(要事前予約)

・第2・4木曜日(祝日・年末年始等を除く)午後2時～午後4時30分

・人権政策課

消費生活相談

「消費生活センター」

消費生活に関する情報提供や、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情、トラブル、借金の悩みなどの相談を行っています。ご相談は電話、来所のどちらも行っていますので、お気軽にご相談ください。

・面談・電話相談(予約優先)

・月・火・水・金曜日 午前10時～午後4時

・産業観光課

生活福祉の相談⇒生活福祉課

福祉貸付、生活保護等についてご相談ください。

教育相談

子どもの教育についての悩みや問題の内容を詳しくお聞きして相談にあたります。

・電話相談⇒☎・FAX 072(878)7710

・月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分

・福祉コミュニティセンター内 教育相談室

適応指導教室

学校に登校しにくい子どもを対象に、小集団での学習や活動を通して、社会性を身に付けるとともに自立を促し、学校生活への適応を図ります。

・対象：四條畷市立小・中学校に在籍する児童・生徒を対象

・月～金曜日 午前9時30分～午後0時

※申し込みは学校長を通じてください。

●子育て相談は、出産・子育て・保育のページをご覧ください。

◎ **ごみ・水道・下水道など** ⇒ 生活環境課 ☎ 072(877)2121〈代表〉・0743(71)0330〈代表〉

ごみ収集(各地域の回収日)⇒生活環境課

ごみ収集は午前6時30分ごろから始まります。収集時間はごみの区分・交通事情・天候などにより変わることがあります。透明、白色透明の45ℓ以下の袋で出してください。

●可燃ごみ 毎週月曜日・木曜日

地域名	ペットボトル及びプラスチック製容器包装	空き缶・空きびん
雁屋北町 雁屋南町	毎週金曜日	第1・3水曜日
雁屋西町 二丁通町	毎週金曜日	第2・4水曜日
大字部屋 砂一・二・三・四丁目 大字中野(西中野) ※JR学研都市線より西側 岡山東五丁目 清滝新町(府宮清滝住宅を除く) 清滝中町 蔀屋新町	毎週火曜日	第1・3金曜日
米崎町 中野新町 楠公一丁目	毎週火曜日	第1・3土曜日

●可燃ごみ 毎週火曜日・金曜日

地域名	ペットボトル及びプラスチック製容器包装	空き缶・空きびん
大字清瀧(上清瀧を除く) 大字中野(東中野) ※JR学研都市線より東側 岡山一丁目 中野三丁目 中野本町	毎週月曜日	第1・3水曜日
大字逢阪 大字上田原 大字下田原 大字南野 上清滝 塚脇町 中野一・二丁目 南野三・四・五・六丁目	毎週水曜日	第1・3木曜日
江瀬美町 府宮清滝住宅	毎週水曜日	第2・4土曜日
北出町 蔀屋本町 美田町	毎週木曜日	第1・3土曜日

●可燃ごみ 毎週水曜日・土曜日

地域名	ペットボトル及びプラスチック製容器包装	空き缶・空きびん
大字岡山 岡山東一・二・三・四丁目 岡山二・三・四・五丁目	毎週金曜日	第1・3月曜日
さつきヶ丘 田原台一〜九丁目 楠公二丁目 南野一・二丁目 緑風台	毎週木曜日	第1・3火曜日

ごみ収集に係る申込み⇒生活環境課

●ごみ収集にかかる申し込み

種類	申請時期	手続き	手数料
市民(一般家庭)から出されるごみ	転入、転居時	一般廃棄物処理申込書で申請	無料
転入、転出、転居時に出るごみ	転入、転出、転居時	窓口にお問い合わせください	有料
家の片づけ等で出るごみ(臨時ごみ)	市にごみ収集を希望されるとき	窓口にお問い合わせください	有料
家の片づけ等で出るごみ(自己搬入)	搬入するとき	窓口にお問い合わせください	有料
動物の死体処理	市に処理を希望されるとき	窓口にお問い合わせください	有料

※市内の事業系のごみについては、収集許可業者にお問い合わせください。
※手数料の減免については、市ホームページが生活環境課へお問い合わせください。

粗大・不燃ごみ⇒生活環境課

粗大ごみ・不燃ごみは電話にて、粗大ごみ受付センターにお申し込みください。
※聴覚・言語障がいの方はFAXでも申し込むことができます。
※月に1回、一度に5点まで申し込むことができます。
粗大ごみ受付センター ☎ 072(864)1015 FAX072(866)5067

15cm四方以内の不燃小物に限り、次の場所にて「不燃小物回収箱」を設置して回収を行っています。
設置場所⇒市役所本館1階、田原支所、市民総合センター、市立教育文化センター、市民活動センター

し尿くみとりにかかる申し込み⇒生活環境課

種類	申請する時期	手続き	手数料
定期収集	転入、転居時(市内一般家庭)市にし尿収集を希望されるとき(事業系等)	一般廃棄物処理申込書で申請	有料
臨時収集	臨時くみとり希望日の2〜3日前	窓口にお問い合わせください	有料

※手数料の金額・納付方法、手数料の減免については、市ホームページが生活環境課へお問い合わせください。

廃油(食用)回収⇒生活環境課・産業観光課

●廃油(食用)は6月・9月・12月・3月の第2火曜日
●とき・ところ グリーンホール田原、府宮清滝住宅、雁屋公民館(雨天中止)午後1時〜午後2時 / 市役所 午後2時〜午後3時

有害資源ごみ(電池・蛍光管)⇒生活環境課

市内の拠点回収協力店、グリーンホール田原、市役所、市民総合センターに出してください。

水道の使用申込みなど⇒上下水道局

●水道の使用開始・中止、名義変更の手続き、口座振替のお問い合わせは、上下水道局総務課料金担当へ。
上下水道局総務課料金担当 ☎ 072(876)7302

●水道の水漏れ・故障に関するお問い合わせは上下水道局工務課へ。
上下水道局工務課 ☎ 072(876)7402

◎ そのほか

広報しじょうなわて⇒秘書広報課

- 「広報しじょうなわて」は毎月15日に発行し、全戸配布を行っています。
- 設置場所：市役所受付、市民総合センター、田原支所、JR四條畷駅、JR忍ヶ丘駅、パルコーブ忍ヶ丘店、ラッキー忍ヶ丘店・四條畷店に設置しています（数に限りがございます）。
- 「点訳版広報」「声の広報」：ボランティア団体に協力いただき、「点訳版広報」「声の広報」を作成しています。ご希望の人は秘書広報課までご連絡ください（四條畷図書館、田原図書館にも置いてあります）。

飯盛霊園組合葬儀について

- 組合葬儀のご案内
飯盛霊園組合葬儀は、葬祭の簡素化や葬祭費用の負担を軽減することを目的とした葬儀です。葬儀の利用者は、飯盛霊園組合が指定する業者に直接申し込んでください。

組合葬儀基本料金	・家族葬…12万円 ・標準葬…26万円 ただし、病院からのご遺体の搬送、宗教費や式場使用料などは別途必要
----------	--

※詳しくは、飯盛霊園組合 ☎ 0743(78)1195 FAX 0743(78)1196
もしくは飯盛霊園組合ホームページをご覧ください。

犬を飼っているみなさんへ

- 飼い犬の登録
登録は、犬の生涯に1回必要です。登録すると「犬の鑑札」が交付されますので、必ず首輪に取り付けてください。登録は、生活環境課及び下記の動物病院にて受け付けています。なお、登録手数料は1頭3,000円です。

名称	住所	電話番号
佐藤獣医科医院	中野本町33番16号	072(876)8357
小島動物病院	米崎町14番5号	072(877)5959
たかはし動物病院	岡山東二丁目2番32号	072(876)7607
ねこのて動物病院	南野五丁目3番30号	072(862)1470
田原台動物病院	田原台二丁目4番19号	0743(78)4976

- 狂犬病予防注射
登録は生涯1回ですが、狂犬病の予防注射は生後91日以上の子犬について、毎年1回接種するよう義務づけられています。接種後は「注射済票」が交付されますので、これも首輪に取り付けてください。

公聴⇒秘書広報課

- ①市長への意見箱
市政全般にわたり、広く市民の皆さんからの意見・提言をいただくため、市内4か所に「市長への意見箱」を設置しています。FAXまたはメールでも受け付けていますので、皆さまのご意見をお待ちしております。（設置場所）市役所 本館1階、東別館1階、市民総合センター、グリーンホール田原
- ②市政モニター
本市では、市民と行政による協働のまちづくりを目指し、市民の皆さんの建設的な意見を市政に反映させるため、「市政モニター」制度を実施しています。特別な資格や知識は必要ありません。メールでも参加できます。
問い合わせ 秘書広報課
FAX072(879)9701 メール：kouchou@city.shijonawate.lg.jp

四條畷市サポート寄附金（ふるさと納税）⇒秘書広報課

「四條畷市サポート寄附金」は、出身地や応援したい地方公共団体に寄附した場合、個人住民税と所得税の一部が減額される「ふるさと納税」制度のことです。本市がまちの将来像として掲げる「夢と希望が輝く活力都市」の実現に向け、緑と歴史に富んだ全国に誇ることのできる「ふるさと四條畷」を応援（サポート）いただける多くの皆さんからの温かいご支援をお願いいたします。

議会⇒議会事務局

議会は予算や条例などを決定したり、市政が正しく行われているかチェックしたりする大切な役割を担っています。

- 議会の傍聴
本会議・委員会の開会当日、受付に申し出るだけで簡単に傍聴できますので、ぜひ、お気軽にお越しください。
- 請願・陳情
市に対する請願や陳情がある場合は所定の手続きを踏んで議長に提出することができます。詳しくはHPをご覧ください。

緊急連絡先一覧

警察	☎ 110
火事・救急の時	☎ 119
四條畷警察署	☎ 072(875)1234
大東四條畷消防組合	☎ 072(875)0119

掛かり付けの病院

☎	—	—
☎	—	—
緊急連絡先（家族・友人など）	☎	—
	☎	—

災害に備えて⇒危機管理課

火災や地震、風水害に備えて、日ごろから避難場所を確認、ラジオや3日程度の飲料水と非常食、衣料品などが入った非常時持ち出し袋の用意、家族で災害時の連絡先と避難方法を確認するなどの準備をしておきましょう。

なお、災害時の避難所を指定していますので、市の防災マップなどでご確認ください。また、災害情報は防災行政無線や市のホームページ、おおさか防災ネット（下欄）などでお知らせします。

- おおさか防災ネット
携帯電話でおおさか防災ネットに登録すると、四條畷市の気象情報などがメールで届きます。詳しくは市のホームページでご確認ください。
※ QRコードをご活用ください⇒



避難所一覧

施設名	所在地	電話番号
田原小学校	田原台四丁目2番1号	0743(78)1402
四條畷小学校	大字中野872番地	072(876)0085
四條畷南小学校	中野新町11番38号	072(876)1113
くすのき小学校	二丁通町18番1号	072(877)0565
忍ヶ丘小学校	岡山東五丁目2番40号	072(877)7582
四條畷東小学校	南野六丁目1番25号	072(878)5611
岡部小学校	砂一丁目7番26号	072(879)2191
四條畷中学校	岡山東五丁目2番10号	072(876)1200
四條畷南中学校	南野五丁目5番1号	072(876)7842
四條畷西中学校	大字部屋285番地の21	072(878)7708
市民総合センター	中野三丁目5番25号	072(879)2121
四條畷高等学校	雁屋北町1番1号	072(877)0004
四條畷学園高等学校	大東市学園町6番45号	072(876)1321
大阪電気通信大学	大字清瀧1130番地の70	072(876)3317

<四條畷市／歯科>



NOMURA
DENTAL
OFFICE

JR片町線
忍ヶ丘駅東口すぐ前

のむら歯科

小児歯科

矯正歯科

インプラント
(自費)

診療時間
月～金曜日

午前9:00～午後12:30
午後2:30～午後8:00

土曜日

午前9:00～午後1:00

0120-61-1020

〒575-0003

大阪府四條畷市岡山東1-8-2 小南忍ヶ丘ビル2F

TEL・FAX.072-862-1020

※まずは、お電話でご予約ください。

<四條畷市／法律事務所>

お困りごとお気軽に
ご相談ください。

四條畷法律事務所

Shijyonawate Law Office

重点取扱分野

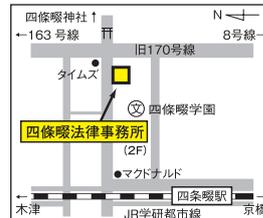
- 過払金請求
 - 成年後見
 - 相続
 - 交通事故
 - 債務整理
 - 遺言書作成
 - 離婚
 - 労働問題
 - 刑事事件
- このような相談が代表的なものです。その他のことでも気軽にご相談ください。



072-814-5581

URL

<http://www.shijyonawate-bengoshi.com>



〒575-0023

大阪府四條畷市

楠公二丁目10番25号

田中ビル2階

JR 四條畷駅徒歩5分

鳥居の向かい茶色のビル



<有料老人ホーム>

好立地 交通至便

住道

JR住道駅、徒歩3分
大阪・北新地駅より16分

寄り添い合って
感じる
ぬくもり...



「安心」と「ゆとり」のシニアライフがここに 있습니다。

毎日開催 昼食付き内覧会 無料

昼食付きの内覧会をご希望の方は事前にご連絡ください

お試しご入居 受付中

一泊二日3食付き〈お一人様〉8,640円〈税込〉

お気軽にご連絡ください ▶ ご見学・ご相談は毎日受付中。見学時の送迎も無料です。

入居しやすい選べるお支払プラン

一時金

530万円～650万円

合計月額利用料
158,760円～187,920円

一時金 0円

合計月額利用料
294,192円～315,792円

医療機関強力連携

各大学病院との強力連携

24時間看護師常駐

リハビリ強化

理学療法士常勤

看取り対応

認知症対応

安心の介護と看護



入居者様お一人おひとりにご満足いただける介護サービスを目指し、介護士はもちろん、看護師も24時間365日常駐。安心してお任せください。さらに大学病院との連携による医療強化体制で、健やかな毎日をサポートいたします。

お問い合わせ・資料請求



0120-658-115

無料通話

受付時間 ▶ 午前9:00～午後6:00 (土・日・祝も受け付けています)

住宅型有料老人ホーム



アーバニティ若水

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 加盟

アーバニティ若水

検索

<http://www.wakamizu-kaigo.com/>

開設/平成25年6月 居住の権利形態/利用権方式 利用料の支払方式/一時金方式 居室区分/全室個室